（建設労働者；常用、有期雇用型）

　　　　　　　　　　　　　労働条件通知書

|  |  |
| --- | --- |
|  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 　　（　労働者名　）　殿 事業主の氏名又は名称 事業場名称・所在地 　　　　　　　　　　　　　　〔建設業許可番号　　　　　　　　　　　　〕 　　　　　　　　　　　　　　使用者職氏名 雇用管理責任者職氏名 あなたを次の条件で雇い入れます。 |  |
|  契約期間 |  期間の定めなし、期間の定めあり（　年　月　日～　年　月　日） |
|  就業の場所 |  |
|  従事すべき 業務の内容 |  |
|  始業、終業 の時刻、休 憩時間、就 業時転換（ (1)～(3)の うち該当す るもの一つ に○を付け ること。) 、所定時間 外労働の有 無に関する 事項 |  １　始業・終業の時刻等 (１)　始業（　　　時　　　分）　終業（　　　時　　　分） 　【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (２)　変形労働時間制等；（　　）単位の変形労働時間制・交替制とし 　　て、次の勤務時間の組み合わせによる。 |
|  |  |  | 始業（　時　分）終業（　時　分）（適用日　　　　　　）始業（　時　分）終業（　時　分）（適用日　　　　　　）始業（　時　分）終業（　時　分）（適用日　　　　　　） |
|  |  |
|  |
|  |
|  |
|  (３)　ﾌﾚｯｸｽﾀｲﾑ制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 　　　　　　　　　（ただし、ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾀｲﾑ （始業） 時 分から 　　　　　　　　　　　時　分、（終業）　時　分から　時　分、 　　　　　　　　　　ｺｱﾀｲﾑ　 時　分から　時　分） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条 ２　休憩時間（　　分） ３　所定時間外労働の有無（　有　，　無　） |
|  休　　　日 |  ・定例日；毎週　　曜日、国民の祝日、その他（　　　　　　　　　） ・非定例日；週・月当たり　　日、その他（　　　　　　　　　　　） ・１年単位の変形労働時間制の場合－年間　　日 ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条 |
|  休　　　暇 |  １　年次有給休暇　６か月継続勤務した場合→　　　　　日 　　　　　　　　　継続勤務６か月以内の年次有給休暇　（有・無） 　　　　　　　　　→　か月経過で　　日 ２　その他の休暇　有給（　　　　　　　　　　） 無給（　　　　　　　　　　） ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  賃　　　金 |  １　基本賃金　イ　月給（　　　　　円）、ロ　日給（　　　　　円） 　　　　　　　ハ　時間給（　　　　円）、 ニ　出来高給（基本単価　　　　円、保障給　　　円） 　　　　　　　ホ　その他（　　　　　　円） 　　　　　　　ヘ　就業規則に規定されている賃金等級等 |  |
|  |  |  |
|  ２　諸手当の額及び計算方法 イ（　　手当　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　） ロ（　　手当　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　） ハ（　　手当　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　） ニ（　　手当　　　　円　／計算方法：　　　　　　　　　　　） ３　所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 　　イ　所定時間外　法定超（　　）％、所定超（　　）％、 　　ロ　休日　法定休日（　　）％、法定外休日（　　）％、 　　ハ　深夜（　　）％ ４　賃金締切日（　　　）－毎月　日、（　　　）－毎月　日 ５　賃金支払日（　　　）－毎月　日、（　　　）－毎月　日 |
|  |  ６　労使協定に基づく賃金支払時の控除（無・有（　　　　　）） ７　昇給（時期等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ８　賞与（　有（時期、金額等　　　　　　　　　）　，　無　） ９　退職金（　有（時期、金額等　　　　　　　　）　，　無　） |  |
|  |
|  退職に関す る事項 |  １　定年制　（　有　（　　歳）　，　無　） ２　自己都合退職の手続（退職する　　日以上前に届け出ること） ３　解雇の事由及び手続 |
|  |  |  |  |  |
|  ○詳細は、就業規則第　条～第　条、第　条～第　条 |
|  その他 |  ・社会保険の加入状況（　厚生年金　健康保険　厚生年金基金 　　　　　　　　　　　　その他（　　　　）） ・雇用保険の適用　（　有　，　無　） ・中小企業退職金共済制度（建設退職金共済制度を含む。） 　（　加入している　，　加入していない　） ・寝具貸与　有（有料（　　　　円）・無料）・無 ・食費（１日　　　円） ・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　＊　この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりと

する必要はないこと。